

令和7年7月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和7年7月総会議事録

1 日 時 令和7年7月15日(火) 午前10時05分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (5件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)

第3号 農用地利用集積等促進計画の策定について

(一括方式1件・二段階方式11件)

報告事項

1 土地現況証明報告(非農地証明) (3件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)

(農地中間管理事業に係る合意解約3件

・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更7件)

3 その他

・次回総会 8月15日(金) 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 8月5日(火) 予定

・農地利用最適化推進地区別会議

三隅地区 8月18日(月) 午前10時から 三隅支所

長門地区 8月18日(月) 午後2時から 市役所3階会議室

油谷地区 8月19日(火) 午前10時から ラポールゆや

日置地区 8月19日(火) 午後2時から 日置交流プラザ

4 出席委員(18人:議席順)

1番 岡藤 英雄

2番 村岡 清美

3番 岡島 史真

4番 西村 志おり

5番 大田 寛治

6番 河野 八千代

7番 中野 晴人

8番 山近 洋祐

9番 末永 恵子

10番 高林 司

11番 林 一志

12番 木村 友則

13番 名和田 栄治

14番 林 弘幸

16番 木村 正雄

17番 大汐 光晴

18番 深水 一男(会長職務代理者)

19番 大野 耕作(会長)

5 欠席委員（1名）

15番 大田 裕美

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和7年7月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案3件、報告事項2件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、6月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和7年7月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名でございます。本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

13番、名和田栄治委員、14番、林弘幸委員、よろしくをお願いいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年7月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は609㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人の申し出を受けることとした。譲渡人は、農業後継者もいないことから、現在耕作をしてもらっている譲受人

に譲渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から南へ約1.8kmに位置する農地です。

また、3ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当12番、木村委員、補足説明をお願いいたします。

12番

12番、木村です。

7月3日、大野会長、事務局、野中推進委員と私で現地確認をしてまいりました。

この農地は、譲受人の●●さんが長年、小作をされており、譲渡人の●●さんから、こちらになかなか帰ることができないということで、今後どうしたらいいのかという相談を受けました。

そこで、譲渡という提案を私からさせていただいたところ、譲受人の●●さんに快く引受けていただくことになりました。

現地を確認した際、しっかり草刈りもされていますし、今後も耕作を続けていかれるということなので、何ら問題はないと思われれます。

皆様の慎重審議の上、ご判断をよろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。
番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに
田、面積は716㎡、ほか2筆。

合計面積は、1,964㎡。

譲受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●▲▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲の▲▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、空き家と一緒に購入し荒廃農地の再生をするため。譲渡人は、自身で管理できないので空き家と一緒に手放したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページ
をご覧ください。●●から北北東へ約1kmに位置する農地です。

また、5ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項
について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状
況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利
用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規
定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従
事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるも
のであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作
業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全て

を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当 11 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 1 番

11 番、林です。

7 月 3 日、大野会長、事務局の方と私で現地確認をしてまいりました。

現地は空家に付随する農地で、周りを柵で囲んで草刈りもされていて、きれいに管理されている様子が見受けられ、これからもきちんと管理をされると判断いたしました。

皆様の慎重審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号 3 について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号 3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 97 m²。

譲受人は、●●市大字●●▲▲番地の▲、●●▲棟▲▲号、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、空き家に付随する畑を一体で購入し、家庭菜園をするため。譲渡人は、遠隔地を相続したが、耕作できず、また今後その計画がない。そのため所有物件を売却するため。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。●●から北西へ約 1.6km に位置する農地です。

また、7 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当は私、19番、大野でございますので、補足説明をいたします。

7月3日、事務局と現地調査をいたしました。

申請理由にありますように、空家に付随した畑でございます。家の勝手口を出たらすぐ目の前にありますので、家庭菜園を作るには大変良い条件が整っていると思います。

何ら問題はないと思われまますので、皆様方の慎重審議のほど、よろしくお願いをいたします。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

事務局長
補佐

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

それでは、説明をいたします。2ページをご覧ください。
番号4。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,120㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、株式会社●●。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、農地集積のため取得する。譲渡人は、分散農地、飛び地であるため売却する。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。●●から北西約1.2kmに位置する農地です。

また、9ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定については、譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ありません。

第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当、14番、林委員、補足説明をお願いいたします。

14番

14番、林です。

7月3日、会長、山本推進委員、事務局と私で現地を確認いたしました。申請地は、●●地区に位置します。

申請内容につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。

譲受人の株式会社●●は、経営規模拡大のため申請地を新たに取得し、一体的に耕作することで効率的な農業を目指しておられます。

ほ場の状況といたしましては、一枚のほ場の一角です。現在、申請地を含めて株式会社●●が周辺一体の耕作をされており、何の問題もないと思われまますので、皆様のご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号5。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,696㎡、ほか2筆。

合計面積は、2,795㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、隣地の田を譲り受ける話があり、拡大を考えていたのでもらうことにした。譲渡人は、相続したが県外に居住しているため近くの人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び10ページをご覧ください。●●の北東約100mから400mの範囲に位置する農地です。

また、11ページから12ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状

況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長 引き続き、当地区担当、14番 林委員、補足説明をお願いいたします。

14番 14番、林です。

7月3日、会長、山本推進委員、事務局と私で現地を確認いたしました。ほ場の状況といたしましては、数年前より耕作がされておらず、荒廃寸前の状態でした。今回新たに譲受人が耕作をされるということで、大変良いことだと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。3 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を
求める。

令和 7 年 7 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目につきましては、登記
簿は田、現況は畑、面積は 962 m²、ほか 9 筆。

全体面積は、12,741 m²。

借受人は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲号、●●株式会社、●●支社
支社長●●さん。

貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、賃借権の設定です。

転用の目的は、太陽光発電設備です。

理由としまして、借受人は、太陽光発電に適した土地を探していたと
ころ、対応可能な土地があったので貸付人に相談した。貸付人は、農業後継
者がおらず、管理に困り、賃貸借に応じた。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 13 ペ
ージをご覧ください。●●から東南東へ約 3.3km に位置する農地です。

また、14 ページには公図、15 ページから 16 ページには土地利用計画図
等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7 ページ、下段をご覧ください。

(3) 申請地は、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、
第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地です。申請に係る農
地等に代えて、周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業
の目的を達成することができないと認められるため、転用許可可能である
と考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11 ページから 12 ページをご
覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていた
だきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、
全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明書の提出があり、
確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」につ
いては、許可後から令和 8 年 2 月までに完了することになっており、確実
であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、
土地利用計画図から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容

から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路以外の水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

最後に(3)農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長 引き続き、当地区担当4番、西村委員、補足説明をお願いいたします。

4 番 4番、当地区担当の西村です。
7月3日、大野会長、事務局の方々と現地調査に行っていました。
現地は、●●道路のすぐそばにある農地です。
山林に囲まれています、日当たりは申し分ない土地です。
近くに民家もなく、何ら問題はないと思われしますので、皆様の慎重審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。
続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長 補佐 それでは、説明をいたします。
番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は220㎡。

借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん、●●▲▲番地▲、●●さん。

貸付人は、●●市●●町●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、賃借権の設定です。

転用の目的は、駐車場です。

理由としまして、借受人は、借受人 2 名の現用駐車場が狭あいであり、また第三者への譲渡が計画されているため、駐車場を整備することとした。貸付人は、当該土地は市道整備の残地であり、農地としての利用が困難であるため、借受人の申し出を受けることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 17 ページをご覧ください。●●から西南西へ約 1.2km に位置する農地です。

また、18 ページには土地利用計画図等、追加資料 19 ページには公図を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」4 ページ、中段をご覧ください。

申請地は、(1) おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地に該当します。原則として転用は認められませんが、ここで許可方針 (3) エをご覧ください。

本案件は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」11 ページから 12 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和 8 年 2 月末までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

最後に (3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長 引き続き、当地区担当 12 番、木村委員、補足説明をお願いいたします。

1 2 番 12 番、木村です。
7 月 3 日、大野会長、山本推進委員、事務局の方と私で現地を確認いたしました。
現地は、荒れることはなく草も生えてない状態でございますが、位置図の 17 ページを見ていただくと分かるように、西側と南側が住宅と密着しており、東側と北側は道路に面している農地でございます。
正直申しまして、これを農地として使用するのは困難だと思いますので、他の用途での利用ということで今回の申請は何ら問題ないと思われま。す。
皆様の慎重審議を、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

1 6 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

1 6 番 16 番、木村です。
参考までにちょっと聞きたいんですけど、この農地は第 1 種農地ですけど、農振除外はどうなっているんですかね。

事務局長 補佐 はい、お答えいたします。
この農地は、農振農用地には指定されておられません。

1 6 番 はい、分かりました。

議 長 他にどなたか、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画の策定について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。4 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画の策定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見を求める。

令和 7 年 7 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 7 年 8 月 1 日の公告となります。

まず、従前の相対契約に相当する一括方式による利用権設定です。

使用貸借のみで、長門地区が、1 件 3 筆の 1,153 m²となります。

詳細につきましては、5 ページから 6 ページをご覧ください。

次に、差替え分 7 ページの、二段階方式による利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、2 件 4 筆の 4,103 m²。油谷地区が、8 件 19 筆の 24,758 m²。

計が、10 件 23 筆の 28,861 m²。

使用貸借が、三隅地区が、1 件 1 筆の 1,419 m²。

合算しますと、三隅地区が、1 件 1 筆の 1,419 m²。長門地区が、2 件 4 筆の 4,103 m²。油谷地区が、8 件 19 筆の 24,758 m²。

総計で、11 件 24 筆の 30,280 m²となります。

詳細につきましては、差替え分 8 ページから 9 ページ及び 10 ページをご覧ください。

機構法第 18 条第 5 項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体について質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、同意することに決定をいたしました。
議事については、以上となります。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項1について、事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入ります。11 ページをご覧くださいと思います。
報告事項1、土地現況証明報告でございます。
番号1。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、面積は1,918
㎡。
申請者は、●●市●●▲丁目▲番▲号、株式会社●●でございます。
令和7年7月3日に、会長、西村委員、森本推進委員及び事務局とで現
地を確認いたしました。
現地は雑種地となっており、農地としての再生利用が困難な状況であっ
たことから、同日付けで非農地として証明しております。
ほか2件の、現況証明をしております。
報告事項1については、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろし
いでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項2の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明をいたします。差替え分12 ページをご覧くださいと思
います。
報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの。
農地中間管理事業に係る合意解約でございます。
番号1。
通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。
借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。
転借人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は1,978 ㎡、
ほか1筆。

令和7年9月25日に合意解約する予定でございます。
ほか2件の、合意解約となります。
続きまして、13ページから15ページをご覧くださいと思います。
農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者変更でございます。
番号1。
通知者ですが、旧転借人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。
新転借人は、●●▲▲番地▲、農事組合法人●●。
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は1,585㎡、
ほか30筆でございます。
契約期間は、令和7年9月26日から令和8年11月30日となっております。
ほか6件の、合意解約による耕作者の変更となります。
報告事項2については、以上となります。

議 長 ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 報告事項は、以上となります。
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐 それでは、事務連絡をいたします。
まず、次回の農業委員会定例総会は、令和7年8月15日、金曜日、長門市役所4階会議室で開催いたします。
なお、現地調査につきましては、8月5日、火曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等を連絡いたしますので、ご立会のほど、よろしくをお願いいたします。
次に、農地利用最適化推進地区別会議を開催いたします。
三隅、長門地区におきましては、8月18日、月曜日、午前に三隅地区、午後に長門地区、油谷、日置地区につきましては、8月19日、火曜日、午前に油谷地区、午後に日置地区で開催いたします。ご参集のほど、よろしくをお願いいたします。
事務連絡は、以上となります。

議 長 それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前 10 時 53 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和7年7月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 名 和 田 栄 治

議事録署名委員 林 弘 幸